第 239 回 奥出雲町農業委員会総会議事録

1. 日　　時　令和 6 年 9 月 25 日(水) 午前 9 時 00 分～ 午前 10 時 00 分

2. 場　　所　横田庁舎 大会議室

3. 出席委員 (34名)

2番　石原　隆幸	3番　藤原　寿成	6番　古田川光彦	7番　永濱　孝之
8番　安部　治美	9番　石原　博	10番　高橋　正敏	11番　藤原　克巳
12番　和久利　勝	14番　和久利　健	15番　立石　覚	16番　大坂　茂
17番　安部　傭造	18番　金倉　弘美	19番　藤井　卓	20番　八澤　幹夫
21番　森合　健一	22番　藤原　昭則	24番　佐藤　昌利	26番　賀元　亨
28番　藤原　修	30番　山田　幸則	31番　白名　貴美子	32番　嵐谷　行徳
33番　新田　昭喜	34番　卜藏　秀夫	35番　浅野　保男	36番　川西　雄二
37番　小池　俊彦	38番　堀尾　敏久	39番　大塚　真人	40番　安部　秀男
41番　梅木　達也	42番　松島　昭夫		

4. 事務局又は説明者

農業委員会　事務局長補佐　石原ゆう子

5. 欠席委員 (9名)

1番　恩田　洋一	4番　藤原　康正	5番　岩田　孝史	13番　石原　敬士
23番　渡部　雅一	25番　石原　宏二	27番　若月　勝久	29番　藤原　功
43番　原田　二朗			

6. 議事日程

日程第１号　議事録署名委員の指名
日程第２号　報告第１号　農地の合意解約に関する届け出について
議案第１号　非農地証明交付申請の承認について
議案第２号　農地法第５条の規定による許可の取消について
議案第３号　農地法第３条の規定による許可申請について
議案第４号　農地法第４条の規定による許可申請について
議案第５号　農用地利用集積計画の承認について
その他

7. 議事

発信者	議事要旨
議長	ただいまより、奥出雲町農業委員会第239回総会を開催いたします。議事に入ります前に、奥出雲町農業委員会会議規則第8条の定めにより、本日の出欠者の報告をいたします。本日の欠席者は1番　恩田委員、4番　藤原委員、5番　岩田委員、13番　石原委員。出席者は18名中14名、過半数に達しており本日の総会は成立いたします。農地利用最適化推進委員は23番、25番、27番、29番、43番の5名が欠席となっています。 次に、奥出雲町農業委員会会議規則第25条第3号の定めにより議事録署名者の指名を行います。本日の議事録署名委員は、2番　石原委員、3番　藤原委員にお願いをいたします。 本日上程いたします議題は日程のとおりであります。議案第1号からその他まで順次行います。 それでは議事に入ります。報告第1号、農地法第18条第6項の規定による届出について上程いたします。事務局説明して下さい。
事務局	報告第1号、農地法第18条第6項の規定により、下記の届出について受理したことをここに報告する。令和6年9月25日提出、奥出雲町農業委員会会長。 番号1、農地の所在　□□□□番、外1筆。地目は登記簿/現況ともに田。面積1,163㎡他で計3,103㎡。賃貸人氏名　●●●●、住所　▲▲▲▲番地。賃借人氏名　▽▽▽▽、住所　■■■■番地。解約届出日、令和6年7月22日。解約成立日、令和6年7月18日。土地引渡時期、令和6年9月下旬。解約の理由、所有権移転のため。 番号2、農地の所在　□□□□番、1筆。地目は登記簿/現況ともに田。面積2,529㎡。賃貸人氏名　●●●●、住所　▲▲▲▲番地。賃借人氏名　▽▽▽▽、住所　■■■■番地。解約届出日と解約成立日、ともに令和6年8月10日。土地引渡時期、令和6年9月末。解約の理由、双方の合意による。 以上です。
議長	事務局説明が終わりました。報告事項ですので質疑等は行いません。 次に議案第1号、非農地証明交付申請の承認について、を上程いたします。事務局説明をお願いします。
事務局	議案第1号、農地法第2条第1項の規定により、下記農地の非農地証明申請があったので意見を求める。令和6年9月25日提出、奥出雲町農業委員会会長。 番号1、農地の所在　□□□□番、外1筆。地目は登記簿/畑または田、現況/いずれも山林。面積104㎡他で計1,137㎡。権利種別、非農地証明。所有者氏名　●●●●、住所　▲▲▲▲番地。非農地の事由、昭和45年頃に橋が落ちたため耕作をやめた。現在は山林化している。現地調査につきましては、8月28日に▼▼▼▼地区の農業委員、推進委員の方3名で実施しました。現地は背の高い木や竹、笹が繁殖し山林化しており□□□□番の入り口付近までしか行くことができませんでした。また、その奥にある◆◆◆◆番については草木が生い茂っていて入ることができませんでした。資料1に地図を載せておりますので、ご覧ください。 ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長	事務局説明が終わりました。続いて補足説明に入ります。番号1について、15番立石委員、お願いいたします。
15番	議案第1号番号1につきまして、15番立石が補足説明をさせていただきます。 この農地は、▼▼▼▼地区の◎◎◎◎自治会内にある農地でございまして、先ほど事務局の方から説明がありましたように、8月28日に、事務局及び▼▼▼▼地区の農業委員・推進委員3名で現地の確認を行いました。すでに山林化しており、現地の確認すらできない状況でございました。復旧が不可能と判断しましたので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	補足説明が終わりました。続いて番号1について質疑に入ります。 質疑ございませんか。 (なしの声) 承認することに異議ございませんか。 (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員、よって議案第1号番号1について承認することに決しました。 次に議案第2号、農地法第5条の規定による許可の取消について、を上程いたします。事務局説明をお願いします。
事務局	議案第2号、農地法第5条第1項の許可の取消願があったので審議を求める。令和6年9月25日提出、奥出雲町農業委員会会長。 取消願がありましたのは、令和■年■月■日付け■指令■第■号で5条転用が許可された、下記の番号1です。 番号1、農地の所在　□□□□番、■■■■番の2筆。面積756㎡他で合計1,048㎡。地目は登記簿/現況ともに田。譲渡人氏名　●●●●、住所　▲▲▲▲番地。譲受人氏名　◆◆◆◆法人　代表役員　▽▽▽▽、住所　□■□■番地。転用目的は露天駐車場とするため。除地は平成30年6月7日に許可済みです。今回の取消願を出した理由は、転用目的を露天駐車場から墓地へと変更したためです。 5条許可後の経緯をご説明いたします。譲受人は許可後、令和元年8月23日にまず所有権移転の登記を行いました。しかし、駐車場への転用はされていませんでした。その理由は、現地調査の時、譲受人に確認しておりますが、当時、お寺の庫裡の改修とも重なり資金的なことが理由でなかなか着手できなかった。そのうち、駐車場よりもお墓のニーズが高まってきたため、とのことでした。 この5条取消及び転用目的を変更したことによる新たな転用申請手続きにつきまして、島根県農業会議に確認しました。①まず5条許可取消願を出し、農業委員会の許可を得る。その際、所有者変更の登記はすでに済んでいるため取消事項には入らない。②改めて4条の転用申請をする。以上のようになります。 9月の農業委員会総会では①の取消を行います。②につきましては、これも現所有者の▽▽▽▽さんに確認しておりますが、この2筆以外に近隣の土地も墓地として利用するため、今後、除地と転用の手続きをする予定であり、まとめて転用した方が事業効率がよいということで、除地が終わるであろう5～6ヶ月後に、他の土地とあわせて転用申請を出される予定です。よって新しい転用申請につきましては当分先になると思われます。 去る9月6日、大坂農業委員、山田最適化推進委員、事務局石原の3名と、土地所有者の▽▽▽▽さんにお越しいただき、現地確認を行いました。現地確認書にも記載しておりますが、ハスの花が植えられて農地のままでした。駐車場としての工事は行われていませんでした。 以上、許可取り消しについて、ご審議のほどよろしくお願いします。

議長	事務局説明が終わりました。続いて番号1について質疑に入ります。 質疑ございませんか。 (なしの声) 承認することに異議ございませんか。 (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員、よって議案第2号番号1について承認することに決しました。 次に議案第3号、農地法第3条の規定による許可申請について、を上程いたします。事務局説明をお願いします。
事務局	議案第3号、農地法第3条の規定により、下記農地の申請があったので審議を求める。令和6年9月25日提出、奥出雲町農業委員会会長。 番号1、農地の所在　□□□□番、外3筆。地目は登記簿/現況ともに田。面積2,607㎡　他で計6,533㎡。権利種別、3条有償移転。譲渡人氏名　●●●●、住所　▲▲▲▲番地。経営面積はご覧のとおりです。申請事由、所有権の移転。譲受人氏名　▽▽▽▽、住所　■■■■番地。権利取得後の経営面積は161．43aです。対価は総額◇◇◇◇円。資料3に地図を載せておりますので、ご覧ください。 番号2、農地の所在　□□□□番、外1筆。地目は登記簿/現況ともに畑。面積は676㎡　他で計1,305㎡。権利種別、3条有償移転。譲渡人氏名　●●●●、住所　▲▲▲▲番地。経営面積はご覧のとおりです。申請事由は、所有権の移転。譲受人氏名　▽▽▽▽、住所　■■■■番地。権利取得後の経営面積は100．95aです。対価は総額◇◇◇◇円。資料4に地図を載せておりますので、ご覧ください。 番号3、農地の所在　□□□□番、外3筆。地目は登記簿/現況ともに田。面積は2,764㎡他で計8,853㎡。権利種別、3条有償移転。譲渡人氏名　●●●●、住所　▲▲▲▲番地。経営面積はご覧のとおりです。申請事由は、所有権の移転。譲受人氏名　▽▽▽▽、住所　■■■■番地。権利取得後の経営面積は453．33aです。対価は10aあたり◇◇◇◇です。資料5に地図を載せておりますので、ご覧ください。 番号4、農地の所在　□□□□番、外3筆。地目は登記簿/現況ともに田または畑。面積は1,163㎡他で計4，581㎡。権利種別、3条無償移転。譲渡人氏名　●●●●、住所　▲▲▲▲番地。経営面積はご覧のとおりです。申請事由は、所有権の移転。譲受人氏名　▽▽▽▽、住所　■■■■番地。権利取得後の経営面積は1,514．31aです。対価無償。資料6(①～③)に地図を載せておりますので、ご覧ください。 本件につきましては、周辺地域の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生ずる恐れはなく、権利取得後において行う耕作など事業に必要な農作業に従事すると、見込まれます。従って、農地法第3条第2項の不許可要件各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしているものと考えます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
議長	事務局説明が終わりました。続いて補足説明に入ります。番号1について、15番立石委員、お願いいたします。
15番	議案第3号、番号1につきまして15番立石が補足説明をさせていただきます。 この農地は、◎◎◎◎自治会内にございまして、国道432号線を◇◇◇◇から約3㎞くらい▽▲▽▲方面へ行ったところにあります。●●●●さんと▽▽▽▽さんは親戚関係にございまし

	て、今年もこの農地については▽▽▽▽さんが耕作しておられます。親戚ということもあり、対価が非常に安い状況ではございますが、▽▽▽▽さんは元気に農業をしていただいておりますので、問題ないかと思います。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	補足説明が終わりました。続いて番号1について質疑に入ります。 質疑ございませんか。 (なしの声) 承認することに異議ございませんか。 (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員、よって議案第3号番号1について承認することに決しました。 次に番号2について、33番新田委員、補足説明をお願いします。
33番	議案第3号、番号2につきまして33番新田が補足説明をさせていただきます。 この畑につきましては、◇◆◇◆地内にございまして、●●●●さんの自宅よりもやや離れており、また、▽▽▽▽さんの自宅の近くにございます。やや荒れてはおりますけれど、これから再整備をして、また畑を作るということでございます。▽▽▽▽さんは熱心な方でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	補足説明が終わりました。続いて番号2について質疑に入ります。 質疑ございませんか。 (なしの声) 承認することに異議ございませんか。 (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員、よって議案第3号番号2について承認することに決しました。 次に番号3について、36番川西委員、補足説明をお願いします。
36番	議案第3号、番号3につきまして36番川西が補足説明をさせていただきます。 ●●●●さんから▽▽▽▽さんへの田の4筆譲渡について、●●●●さんは、近年ご主人を亡くされまして、後継者もおられません。また、▽▽▽▽家は二代に渡り、●●●●さんの田を耕作しておられました。そうした経緯のなか、譲渡所有権移転になりました。また、▽▽▽▽さんは、□●□●地内において多くの田を耕作しておられ、適正に管理しておられますので、何ら問題ないと思います。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	補足説明が終わりました。続いて番号3について質疑に入ります。 質疑ございませんか。 (なしの声) 承認することに異議ございませんか。 (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員、よって議案第3号番号3について承認することに決しました。 次に番号4について、36番川西委員、補足説明をお願いします。
36番	議案第3号、番号4につきまして36番川西が補足説明をさせていただきます。 ●●●●さんから▽▽▽▽さんへの、田、畑4筆の譲渡所有権移転について。●●●●さん

	は近年、体調を崩しておられまして、▽▽▽▽さんに田の耕作を依頼しておられました。そうしたなか、●●●●家の本家と、●●●●さんの協議により、▽▽▽▽さんへの譲渡所有権移転となりました。▽▽▽▽さんは、□●□●地内はもとより、他地区においても耕作を多くしておられ、また、適正に管理しておられますので、何ら問題ないと思います。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	補足説明が終わりました。続いて番号4について質疑に入ります。 質疑ございませんか。 (なしの声) 承認することに異議ございませんか。 (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員、よって議案第3号番号4について承認することに決しました。 次に議案第4号、農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見についてを上程いたします。事務局説明をお願いします。
事務局	議案第4号、農地法第4条第1項の規定により、下記農地の申請があったので意見を求める。令和6年9月25日提出、奥出雲町農業委員会会長。 番号1、農地の所在　□□□□番、1筆。地目は登記簿/畑、現況/宅地。面積56㎡。申請人氏名　●●●●、住所　▽▽▽▽番地。転用目的、施設等は駐車場。追認です。顛末書を読みます。 既存の車庫が狭く自動車の確保ができなかったため、平成25年頃Ｌ型擁壁を施行した。農地法について把握していなかったため事前着手を行った。今後農地の手続きを行う際は法令等を遵守します。 除地については県の同意を得て、令和6年8月28日に許可されています。資料7に地図を載せておりますので、ご覧ください。 この農地については、農業公共投資の対象となっていない小集団農地であることから、第2種農地と判断いたしました。許可条項は、農地法第4条第6項第2号に規定する、申請に係る農地に代えて周辺の他の土地を供することにより当該申請に係る事業の目的を達成することができない場合に該当するものと考えます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
議長	事務局説明が終わりました。続いて補足説明に入ります。番号1について、31番白名委員、お願いいたします。
31番	議案第4号番号1につきまして31番白名が補足説明をさせていただきます。 ▽▼▽▼から町道◇◇◇◇線を登ってすぐの所が申請場所です。息子さんが帰られて、車を停めるいい所がないということで、家の上にある畑を駐車場にしたいと申請されました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	補足説明が終わりました。続いて番号1について質疑に入ります。 質疑ございませんか。 (はいの声) 承認することに異議ございませんか。 (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

	挙手全員、よって議案第4号番号1について承認することに決しました。
議長	次に議案第5号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について（利用権設定）を上程いたします。事務局説明をお願いします。
事務局	議案第5号、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条の改訂により改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、下記農用地利用集積計画の決定について意見を求める。令和6年9月25日提出、奥出雲町農業委員会会長。 番号1、農地の所在　□□□□番、外1筆。地目は登記簿/現況ともに田。面積1,629㎡他で2,838㎡。内容は更新です。利用権を設定する者の氏名　●●●●、住所　▲▲▲▲番地。経営面積はご覧のとおりです。利用権の設定を受ける者の氏名　▽▽▽▽　、住所　■■■■番地。利用権設定後の経営面積はご覧のとおりです。利用目的は田。期間は5年、賃貸借です。 以上の案件につきましては、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件である、農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合するものであること、農用地の全てを効率的に利用して耕作すること、農作業に常時従事することの要件を満たしているものと考えます。 ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
議長	事務局説明が終わりました。続いて補足説明に入ります。番号1について、26番賀元委員、お願いいたします。
26番	議案第5号、番号1につきまして26番賀元が補足説明をさせていただきます。 ●●●●さんと▽▽▽▽さんはご近所でありまして、▽▽▽▽さんは農業に従事しておられますので、間違いなく耕作してもらえると思います。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	補足説明が終わりました。続いて番号1について質疑に入ります。 質疑ございませんか。 （なしの声） 承認することに異議ございませんか。 （はいの声） 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員、よって議案第5号番号1について承認することに決しました。 事務局、その他について何かございますでしょうか。
事務局	（事務局から事務連絡） ①次回（10月）の総会について ②四役会の開催について ③地域計画の進捗状況について
議長	ありがとうございました。本日上程いたしました議案は以上でございます。 次回の総会は10月25日（金）9時から、横田庁舎3階大会議室で開催します。 以上で本日の総会を終わります。